

## ■訂正とお詫び

平成 25 年 8 月発行の『著作権法逐条講義 六訂新版』（定価：15,428 円）に、以下のとおり誤植がありましたので、お詫びして訂正いたします。

### 【著作権法逐条講義 六訂新版 正誤表】

723 頁 著作権法第百十二条第 2 項

- 誤 2 著作者、著作権者、出版権者又は著作隣接権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物、侵害の行為によつて作成された物又は専ら侵害の行為に供された機械若しくは器具の廃棄その他の侵害の停止又は予防に必要な措置を請求することができる。
- 正 2 著作者、著作権者、出版権者、**実演家**又は著作隣接権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物、侵害の行為によつて作成された物又は専ら侵害の行為に供された機械若しくは器具の廃棄その他の侵害の停止又は予防に必要な措置を請求することができる。